

会議録

会議の名称	社会教育委員の会議（2月定例会）会議録
開催日時	平成24年2月17日（金曜日）14時00分から16時00分まで
開催場所	保谷庁舎 3階第2会議室
出席者	委員：濱崎議長、須永副議長、川崎委員、倉島委員、操野委員、齋藤委員、白木委員、原委員、矢野委員、山田委員 欠席：稲葉委員、内田委員、本領委員 事務局：磯崎社会教育課長、神田社会教育係長
議題	(1) 社会教育関係団体補助金について (2) その他
配布資料	1 社会教育団体への補助金のあり方について（提言）（平成16年4月 西東京市社会教育委員の会議） 2 西東京市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱 3 平成23年度西東京市社会教育関係団体に対する補助金取扱要領 4 補助金申請事業一覧（平成16年度～平成23年度）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>(1) 社会教育関係団体補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より配布資料について説明。 ・社会教育関係団体に対する補助金の決定については、社会教育委員の会議において意見を聞いて行うとなっている。 ・要綱・要領については、事務局が毎年提案し了承を得た上で申請から交付手続きまで行っている。 ・交付決定額についても社会教育委員の会議において承認をいただいている。 ・補助金交付申請団体数については、資料4のように、この間なかなか増えていない状況があり、昨年は申請が0件であった。 ・このことから、委員の皆さんに意見をいただき、より申請がし易くなるような工夫や審査基準について見直しを図り、広くこの制度を活用していただけるようにしていきたい。 <p>主な質疑応答・意見</p> <p>○委員： 平成15年度は22団体の申請があったがなぜ、16年度は5団体まで減ったのか</p> <p>○事務局： 申請書類を含め平成16年度に補助金制度の変更があった。</p>	

○委員：

改定ポイントを教えてもらいたい。

○事務局：

要綱については平成 20 年度に補助金交付額の上限額を 20 万円から 30 万円に変えている。予算規模の小さな事業についても対応できるよう 5 万円未満は同額とし、5 万円以上 10 万円未満は 5 万円とすることとした。

○委員：

公知・広報についてはどうしているか。

○事務局：

市報と HP での告知の他に、ポスター、チラシを公民館などに配布している。

○委員：

申請方法が難しくなったなどのクレームはないか、自主的にできれば問題ないと思うが

○事務局：

自主独立し、公の干渉を受けないで自由闊達にやってもらうのが社会教育活動の大原則であることから、補助金を申請するかどうかは団体の自主的な判断であると思っている。定款など必要書類などがあるので「そこまでしてまでも申請は」という方もいるし、次年度の申請に向け準備する団体みもある。確かに、中には申請が大変もっと簡単にならないかという団体もある。

○委員：

そういった団体には補助金の主旨から出す必要がないと思うし、あえて要領を変える必要もないのではないか。

○事務局：

実行委員会形式を認めてもらいたいという団体もあったので検討をお願いしたい。また、同一事業について 3 回以上について認めてもらいたいという意見もあった。

○委員：

必要性があれば認めてもいいが、既得権化しないようにしないと。

○委員：

団体の要件に市内在住が 3 分の 2 以上となっているが。

○事務局：

広域で作っている団体もあるが少ないと思われる。市の公金を支出するので監査に耐えられるような整えをしないと。

- 委員：
過去の申請団体を見ると音楽団体ばかりであるが。
- 事務局：
予算規模など、ある程度団体に基礎体力がないと申請しても 5 万円以下とかになってしまう。オーケストラだと著名な指揮者や奏者をゲストで呼ぶとそれだけで大きな額になってしまう。
- 委員：
結果として音楽団体などしか申請できないような制度になってしまっている。どういった社会教育活動に申請してもらいたいのかを考えるべきではないか。
- 委員：
按分率について詳しく説明してもらいたい。
- 事務局：
予算額が決まっているので、その予算の枠内に多くの団体が申請すると上限額が 30 万円でも実際には少ない額しか出せなくなる。
- 委員：
按分に関してはチェックリストに基づき評価をして率を決めるのか。
- 事務局：
そういった基準により按分率を変えるとといったことはしていない。
- 委員：
もしそうであればそれは良くないと思う。チェックリストを作りこういう理由でこうしましたといった公平性が必要である。
- 委員：
こもればホールなどでコンサートを行うと費用がかなり掛かる。この補助金がコンサートなどに利用されるのは良いと思う。
- 委員：
3 回以上認めてもいいという意見があったが、音楽団体などは経費がかかるため申請できるとなると毎年申請してくることになるが。
- 委員：
公共性があるとか、より西東京市らしいとかといった何らかのロジックがないと、既得権化してはまずい。
- 委員：
これだけ申請が少ないというのは、社会教育活動そのものが低調ということなのか。

○委員：

この間、我々としても社会教育関係団体の実態が把握できていないということにも原因があり、ある程度実態が把握できれば対応ができるのではないかとといった議論もあった。

○委員：

西東京市においてどういうグループがどういう活動をして、どういうものを必要としているのかを把握する必要があるのではないかと。本当に必要としている団体があるのかもしれない。また、補助金という制度が本当にいいのか、別の方法もあるのではないかと。寄付といったものとか。

○委員：

実態の把握は必要であると思う。自分たちも地区会館で読み聞かせ等の事業を全てボランティアでやっている。夏休みに実施している工作教室やクリスマス会などでは多いときには100人位集まる。クリスマスでは1人50円位のお菓子を用意している。資金もフリーマーケットなどで調達して行っている。定例会もあり、会計もいるが監査まではしていないし、また会則があるかと言えば無いことから、自分が出て補助金申請するかとなると出ないのが現状である。

○事務局：

例えば子育てというカテゴリーで目的的に補助金を出している自治体もある。しかし、社会教育関係団体の補助金に関しては、地域で自主独立して積極的にやっている団体が企画した事業が有益であるということを行政が認めて補助金を出すということであり、運営費の補助は法的にも問題であるとされているので、事業に出すということになっている。補助金の出し方としては、例えば社会教育施策について年度ごとにテーマを決めて、今年度は家庭教育の事業を中心に募集して、その事業に補助金を出すというやり方もある。この制度についてどうしていくかについては色々なやり方があると思う。

○委員：

大型マンションでボランティアが読み聞かせをしているところがある。たまにプロの演奏家によるコンサートなどのイベントを行っている。講師代などの支払でお母さんが苦勞している。自分がそういった情報をキャッチして繋げていければよかったのかと思った。

○事務局：

社会教育課でも情報が不足しているのでご相談いただければ対応したい。社会教育という間口の広さから補助金の対象は、様々な事業を対象としている。

○委員：

困っているから補助金を出すということではなく、ルールをもって補助金を出さないと。

○委員：

補助対象事業について過去に見直しはあったか。

○事務局：

非常に大きなカテゴリーで括られているので見直しはなかった。

○委員：

申請件数を増やすためには、団体を繋ぐコーディネーターが必要ではないか。

○委員：

補助申請については大変で事業計画・予算をきちんと練って決めている団体だけが申請できる。

○事務局：

自己財源でできることが前提となっている。また、1年以上の実績と財源が必要であることから、事業に対して責任をもって遂行できる団体ということになってくる。

○事務局：

改正点の補足説明であるが。会員組織のみの活動など内部事業については申請できなくなった。青少年活動団体も会員のみを対象とした年間活動であったことから対象外となった。

○委員：

青少年団体への補助金については資料1の提言では1団体あたり3万円を交付されていたようだが。

○事務局：

改正前は文化団体も青少年団体も一括りにしていたが、青少年団体については特別な配慮をし最低活動保障として1団体3万円を交付していた。

委員：

補助した事業で美術展やコンサートなどがあるが入場料は取っているのか。

○事務局：

入場料は取っている。チケット販売をしているしているが、その収入は対象経費から落としている。

○委員：

社会教育団体の実態の調査を行ったことはあるのか。

事務局：

生涯学習推進計画を策定する時に実態調査を行い、また、公民館を利用している団体向けのアンケート調査は行ったが、社会教育関係団体に特化する調査としては行っていない。

○委員：

社会教育関係団体については、範囲を決めておかないとかなり多いし、実態がつかめない。

○事務局：

団体の把握については施設を利用している団体を調べるのが分かりやすいが、施設の貸出だけを目的としている施設では団体の情報を持ち得ていない。公民館が唯一団体情報を把握していることになる。また、団体情報のメンテナンスについては、団体自身が行ってもらわないと社会教育課としては対応できない。一回登録したものを管理していくのは困難である。

○委員：

社会教育課が出している人材情報はきちっとメンテナンスされているのか。ああいった形で団体も管理されていればいいが。

○委員：

きちっと管理できているのは現在のところ公民館か。公民館を使っていない団体については把握が困難である。

○委員：

交付要綱の第3補助対象事業中(3)の「その他社会教育の振興に寄与する公共的意義のある適切な事業」とあるがどのようなものを想定しているのか。

○事務局：

(1)、(2)に規定するものの他ということでは特に想定はしていない。広く制度が活用できるようにということでは表現しているが、実際には年間事業として計画して総会までやって総意として行うような事業となると(1)、(2)に規定しているような事業になってしまう。そういう意味では公民館の市民事業の方が、やり易いのではないかと。補助金を細かく団体に出している自治体は少ない。社会教育関係団体というと大きく捉え、文化協会や子ども連合会、PTA連合会などの団体に出して、年間を通して色々な事業をやってもらっているところが多い。

○委員：

決定されているのは少ないが、申請としてはかなり出てくるのか。

○事務局：

相談の段階で決定がされるかどうかはほぼわかるので条件が整わなければ申請の受付はしていない。

○委員：

補助金を受けたい場合はこの要綱等の規定に併せて事業を組み立てるということになる。事業は4月から翌年3月までに行われる事業が対象か。

○事務局：

その通りなので申請の時点で終わっているということもある。国庫補助などでは前年度に概算で仮申請をしてということになるが、そこまで厳密にはやっていない。今年度間に合わなくても次年度の申請を勧め、申請ができるような整えについてアドバイスをし、4月に事業を行う場合などには申請に必要な領収書などを取っておいてくださいなどと説明をしている。たまたま、23年度については、相談のあった団体のタイミングが合わなかったということだったと思われる。それと先ほどの社会教育関係団体の活動が活発かということと補助金申請件数との関係性を見るのは難しく、外に向けての事業はしないが、一人づつが充実する形で社会教育活動を行っている実態については一定程度評価できると思う。しかしながら、外に向かってやるとなるとそれなりの力と労力がかかるということでそこに申請が困難な状況があるのではないかと思われる。社会教育関係団体の活動については様々な場所・機会を捉えて活発にやられていると思っている。

○委員：

事務局としては社会教育関係団体の活動が活発にやられているという評価をしているのか。

○事務局：

市内に様々な施設ができてくると、そこを拠点としたサークル・団体などが出来てくる。そういう意味では、西東京市は施設の種類の数が多いので活発に行われていると思っている。

○委員：

公民館も部屋が取りにくいということは活発なのではないか。

○委員：

公共施設適正配置計画では旧保谷、田無で作った公民館が近接しているので減らそうという内容になっているが、部屋が取りにくい状況からは減らされると困るのかなと思うが、行ってみると二人ぐらいで使っている場合もあるし、誰もいない場合もある。使わない場合はペナルティーを取っているのかと公民館に聞いたら、取っていないと言っていた。有料にすればもう少し空くのかなと思ったりする。

○委員：

平成24年度の補助金要領をどのようにするのかについては、事務局が今日の内容を踏まえ作ってもらえるのか。

○事務局：

色々な意見をいただいたので、その内容を踏まえ平成24年度の要領を作り提示していきたい。また、社会教育関係団体の実態ということについては過去のデータなどあれば配布したい。また、来年度は社会教育施策のあり方についてご意見をいただきたいので、そのための基礎的な学習を深めていただくような会議としていきたいと考えてい

る。

○委員：

他市の社会教育の状況のわかる白書などの資料などがあると参考にしたいが。

○事務局：

白書として出している市はなく、「〇〇市の社会教育」といった形で事業報告をしている。

○委員：

行政報告として公民館・図書館などの現状などについて報告を行ってもらえるのか。

○事務局：

例えば次年度の予算が決定した段階で報告はできると思う。

○委員：

過去には1年に1回であるが報告をしていた。補助金の24年度予算は50万円で要求したのか。

○事務局：

その通りである。

(2)その他

1. 次回会議

- ・平成24年3月16日（金曜日）午後2時から

○議長：

以上で本日の社会教育委員の会議（2月定例会）は終了する。